

第4回国立市南部地域整備基本計画策定市民検討会記録（要旨）

日 時：平成21年4月23日（木）午後7時～午後9時

場 所：くにたち南市民プラザ 多目的ホール

出席委員：30名

欠席委員：20名

傍 聴：1名

事務局：16名

事前配布資料：①第4回南部地域整備基本計画策定市民検討会について

②第2回南部地域整備基本計画策定市民検討会記録（要旨）の修正について

③第3回南部地域整備基本計画策定市民検討会記録（要旨）

④第3回市民検討会の分科会における課題

⑤課題と将来像について

当日配布資料：①次第

②委員名簿（修正版）

③分科会グループ表

④事務局名簿

司会進行：事務局（宮崎地域整備課長）

1. 開会

2. 事前配布資料について（村山区画整理係長）

事前に配布した第3回市民検討会の分科会における課題について（配布資料④）と、課題と将来像について（配布資料⑤）を事務局から説明した。

質疑応答（特になし）

3. 分科会

（主な内容）

①グループ（生活道路環境分科会）

1) 生活道路

- ・石神道を市のゴミ収集車、市の職員（車両）が通らないようにする。
- ・一方通行の検討が必要（曜日、時間等）
- ・甲州街道の歩道が狭いので自転車1台しか通れない（車いすも通れない）交通標識等が邪魔である。
- ・石神道を中心とした整備を進めるべき（縦道の整備先：そこしか通れる道がない場所）
- ・東西の計画道路は必要ない。
- ・道路の様々な課題は、市が諦めずに何度も当事者の元へ通い1つ1つの問題を解決することが大切。

- ・なぜいままでできなかったかつぶしていく。
 - ・セットバック、一方通行などできない法的なものがあるだろうが、制度を作りできるものにしていく。
 - ・生活上使いやすい道路とは、住民の要望に応えるものとして立派な道路にしなくてもよい。
 - ・現状維持で使いやすい道（整備すると交通量が多くなる）
- 2) 都市計画道路
 - ・都市計画道路3・4・3号線の計画決定の経緯が知りたい。計画が必要なのか。
 - ・都市計画道路3・4・3号線の石田街道の西側をやめてハケ上道路を整備したほうがいい。
 - 3) コミュニティバス
 - ・逆発想として道路の拡幅が不可能であれば、バスを小さくするなど地域にあったものにする。
 - 4) その他
 - ・検討会の理念について、形だけで中身がない。検討会の資料を見ても無力感を覚える。
 - ・手段・方法は本来市が考えるべき
 - ・問題点はそう多くはないので優先順位を決め実行してほしい。
 - ・道路とは、どういう道路が基本になるか。

②グループ（生活道路環境分科会）

- 1) 生活道路の拡幅
 - ・緊急車両が通ることができるように
 - ・セットバック用地の道路整備（中には私有地のまま整備されていない箇所もある）
 - ・水路が付属している道路で、すでに廃滅している水路を道路として整備する。
 - ・用地確保のための地権者への積極的なアプローチ
 - ・赤道の整理
 - ・重要だと考えられる通路（例：石神道、千丑道、ちどり道等）
 - ・地域内の通過交通を防ぐこともひとつの方法ではないか、交通規制をかけて通行を制限する（石神道に相互通行のための信号を設ける等）
- 2) 幹線道路の計画
 - ・南北通路を3、4本、東西通路については甲州街道を境に南北に数本は必要
- 3) コミュニティバス
 - ・車両のスリム化
 - ・使用者側の要望に合ったルート等、柔軟に移動できる仕組みづくり（イメージは乗合タクシー、7人程が乗れる、決まりきったルートではなく地域内細部まで広範囲に行き渡ることができる。）
- 4) 農地の保全
 - ・保全すべき地区の選定（南部地域は住居のための地区と農作のための地区とで性格が2つに分かれる、同じように考えるのではなく双方の特質を考えて計画する。）
 - ・農産物の販売所（インター周辺の市道南第51号線沿いに「道の駅」のような販売所を設け、農作物を販売する。また、地域住民のコミュニティの場（高齢者からの技の伝達等）にする。）
 - ・耕作したい人に農地を貸す。
- 5) その他
 - ・投資的な効果が出るように図る。

④グループの出席者が1名だったため、同じ生活環境分科会である③グループと合同とし、また③グループで欠席された市立国立第七小学校PTAからの意見を受理していたので資料として用意した中で話し合いを行った。

③、④グループ（生活環境分科会）

1) 狭あい道路

- ・地権者（組合）の協力が必要不可欠
- ・個人で開発すると市への土地の寄付が負担となる。公共事業の場合は緩いと思う。
- ・道路が広くなればコミュニティバスが入れるようになる。

2) 通学路

- ・スクールゾーンがない。（1小前の道路）
- ・子どもは登下校時には石神道を集団で歩くので、その時間だけでも安心して登下校できるようにしてほしい。（スクールゾーンは毎年更新手続きが必要）
- ・登校する生徒が1列ではなく広がって登校していて危ないので学校からも注意してほしい。
- ・スクールゾーンにすると自分の畑に行けないなどの不便が生じる。計画をたてるときにときに他の人へのデメリットがないような計画をたてないといけない。（後戻りがないように）
- ・子どもが安心して登校できる環境を、大人がつくるべき
- ・石神道では、登校時間ボランティアで誘導してくれる方がいる。
- ・城山は通らないようにしているので環境を整えて通学路として利用できるようにしてほしい。
- ・7小前の道路の整備
- ・甲州街道のインターチェンジ入口交差点の歩道橋から降りた甲州街道沿いの歩道が狭い。
- ・地元の人が使う割合と抜け道として使う割合についてきちんとした調査が必要
- ・歩行者と車のエリア分けが理想
- ・目に見える形で安全マップのようなものがあればよい。（車の交通量、避難場所など）
- ・生活者の視点からみて、「地域安全マップ」をつくってみてはどうか。

マップづくりの目的

- ①歩行者（子ども・高齢者に配慮）・地域住民の車・タクシー、コミュニティバスなど公共の車が使用する道を区別する。
- ②遊び場や緑地の確保：既存の施設の転用も検討課題に含む。
- ③給食センター用地の確保：国立市内で北部ではできにくいいため、農業の保護のためにも給食センターの維持は、市民の要求に即していると思う。
- ④スピード規制を自動車自分でせざるをえないような道路づくり（くねくね道にするなど）を可能とする道筋の検討

マップづくりに必要なこと

- ①交通事故などの多い主要な道路については、交通量および自動車の進行方向についての調査を行うことが必要。（欠席委員の文書による意見）

3) 幹線道路

- ・日野バイパスができて甲州街道の交通量が減った。
- ・環境を考えて交通量が分散できるように行政が考える。
- ・立川へ抜ける道の整備が必要
- ・生活道路から日野バイパスへ出る際に信号が無いため不便である。少しずつ警察に要望を出して設置されてきたが、行政からも働きかけてもらいたい。
- ・スピードを出す車が多い。
- ・甲州街道の歩道に標識があるので狭くなっている所以他の地域でもあるように民地に入れる努力をしてほしい。
- ・国立全体を考えて都市計画道路と南北道路（生活のための）を切り離して考えてほしい。

- ・都市計画道路は幹線として都市計画決定している。
- 4) 農地の保全
 - ・田畑を生産緑地にすると税は低い解除に30年かかり、宅地とすると固定資産税が高く利益で補えないので、農地がなくなっていく。
 - ・ハケ、崖線は残していく方向であると思うので良いと思う。(公共の用地として区画整理、景観保全)
 - ・田畑は緑ではない。用水も川ではないので自然のものではない。
 - ・学校給食の食材は全て市内の農産物を使う。年中だと取れない時期がある。長期の休み(夏休み)だと必要なくなる。(収穫の時期)
 - ・農協が以前直売をしたが参加する農家が少なかった。
 - ・ハケ下など現在でも毎日散策者がいるので区画整理などで残していくことは必要である。
- 5) 施設の整備や設置
 - ・商店街は大型スーパーに客を取られているが時代のせいではなく自分たちで努力をすることも必要。
- 6) その他
 - ・審議会の構成は、生活者の観点が反映できるように、とりわけ10年後をにいう子どもの視点が反映できるように、学識経験者、市民公募委員とは別に、地域住民・PTAを含む代表が参加できるように(例えば今回の分科会ごとに各1名参加)してもらう必要がある。(欠席委員の文書による意見)

⑤グループ(自然環境分科会)

- 1) 安全な道路のために
 - ・拡幅するにはお金がかかる。
 - ・近隣住民同士のつながり
 - ・スクールゾーン時間帯の見守り
 - ・水はけ対策工事(文化幼稚園付近、矢川駅北口)
 - ・交通指導員の配置ができれば・・・(登下校時間帯)
 - ・都市計画道路3・4・14号線は拡幅が必要だが、当面は標識や、ボランティアを募るなど「人」がいることで安全な道路を確保する。
 - ・見通しのきかないところは垣根の高さ、樹木の高さを配慮(矢川上公園の東側と西側、ポンプ場公園)
 - ・照明を増やす。
- 2) 緑の保全のために
 - ・緑のあり方を考えるとよい。
 - ・保全のためには適切な管理。手を入れることが必要。
 - ・保全の内容、方法論を決める。誰が、経費などを考える。
 - ・ハケの遊歩道、用水の管理
 - ・子どもたちの教育の中での取り組み。
 - ・皆が保全を望むのであれば、お金(経費)を負担し合うことも必要(例:みどり基金)
- 3) 良好な農業環境のために
 - ・農業の特性や作業の理由などを住民に知ってもらう。農業者と住民のお互いのコミュニケーション
 - ・人工的環境が作物に影響を与えることもある。
 - ・防犯、人感センサー式の照明をつける
 - ・教育の中で取り組むことで長い目でみると理解が増えることにつながる。
- 4) 土地区画整理のために

- ・地権者の皆さんの考えがまとまる必要がある。
- ・区画整理と一緒に用途や容積率の変更ができるとうい。
- ・ミニ開発よりはきちんとしたまちづくりができる。

⑥グループ（子育て環境分科会）

1) 道路

- ・私有地を強引に道路にできるか。
- ・甲州街道は現在も右折車線が無く実質片側2車線となっていないところがある。右折車線を広く取り片側1車線化。
- ・歩道の電柱等を無くす。
- ・道路は、単発の要望ではなく、長い期間プロジェクトチームのようなものを継続させていかないと要望は受け入れられない。
- ・甲州街道の歩道は全区間広くする必要はない。車道はいじらず地権者の協力を願って歩道の外へ拡げる。部分的にでも広く地権者全員が反対ではないだろう。赤道の付け替えも、重要な交差点は隅切りを設ける。市の積極的な呼びかけがない。
- ・甲州街道は、少し交通量が減ってはいるが、片側1車線化すると渋滞すると思う。東八道路や立川へ抜ける都市計画道路が通れば甲州街道はもっと空く。
- ・国道から都道になった今協議先がひとつ減ったので今がチャンス。市、都、市民で解決できる。
- ・東八道路とさくら通りを繋がないと甲州街道の車線は減らせない。（周辺道路の整備）
- ・甲州街道のブロック塀を生垣に変える。
- ・交差点の隅切りは市が強制とすればいい。
- ・都や国へもっと強く優先順位をあげるように要請できないか。市民の署名をつければ強くなるのか。反対の声が強いのか。
- ・道路を広くして交通量が増えると環境が悪化する。だから反対の人がいる。小さい土地を持っている人は特に反対する。
- ・交通規制と道路拡幅の意見は対立する。（石神道）
- ・市はお金が無いというならば合併すればいい。
- ・みのわ通りは、多摩川土手から大きな迂回路になるのに。今のままでは無駄使い
- ・石神道を拡げるのは難しさがある。拡げる必要はない。地元以外の車をシャットアウトする。（交通規制）地元車しか通れないように標識やETCのようなシステム
- ・石神道の甲州街道からの入口は拡げる必要がある。
- ・甲州街道は、もし歩道を拡げたらその分自転車専用レーンを造る。

2) 遊び場

- ・谷保緑地は常緑で常に暗い。昼も危険を感じる。通学路にできない。
- ・公園は、なぜ利用されないのか、なぜ利用されているのかを分析し改善する。遊具の選定も良く考える。
- ・公園の数は多いと思う。小中学校の校庭や体育館の解放は有効と思う。（管理はボランティア）
- ・住民と協力して維持・管理し魅力的な公園に。
- ・幼稚園保育園の園庭の解放。小さい子どものために市の援助や安全確保などの仕組みづくり。

※発表

各グループ毎に上述の、まとめた意見を発表した。

4. 第5回の市民検討会は、5月29日（金）午後7時から9時までくにたち南市民プラザ多目的ホールで開催することを連絡した。

以上